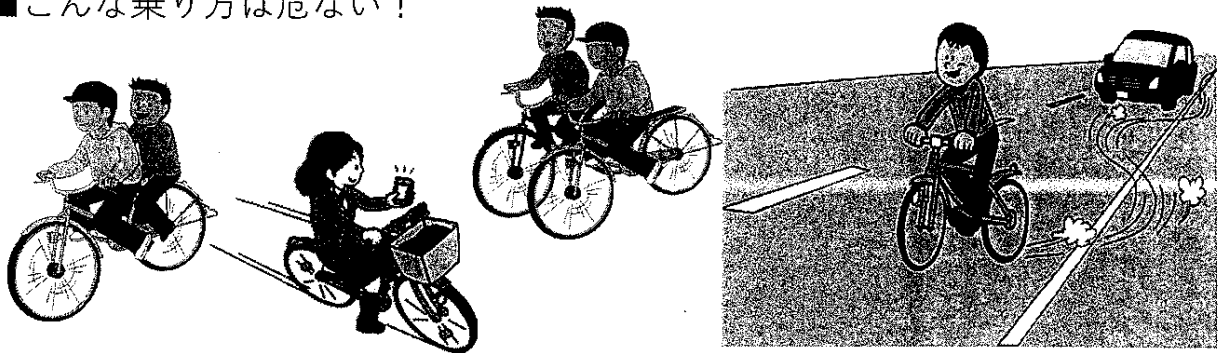


# 自転車事故が多発しています！

■こんな乗り方は危ない！



自転車の二人乗りやスマートフォンを操作しながらのながら運転、並進は禁止されています。絶対にやめましょう。

また、ヘルメットの着用も義務付けられています。

自転車に乗るときはヘルメットの着用を徹底しましょう。

■福島県自転車安全利用五則を知っていますか？

## 1. 自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は車の仲間です。歩道を走れるのは例外的に13歳未満の児童、または、70歳以上の高齢者が運転する場合。もしくは車道を走行することが困難な場合のみです。

## 2. 車道は左側を通行

自転車は車道の左側を通行しなければいけません。

## 3. 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は車道寄りをすぐに止まれる速さで徐行します。

歩行者の通行を妨げてはいけません。

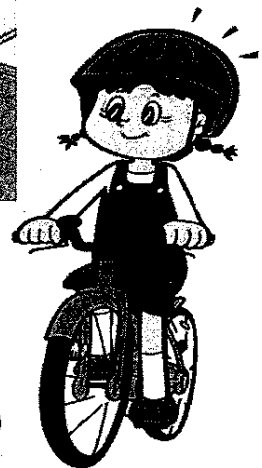
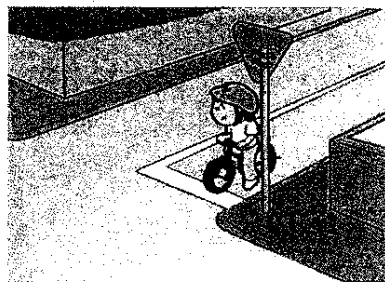
## 4. 安全ルール・マナーを守る

- 飲酒運転の禁止
- 二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯・反射材着装
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用・傘さし運転の禁止

## 5. 被害軽減のためヘルメット着用に努める



自転車のルール・マナーを  
しっかり守ろう！



いわき市交通安全対策協議会

